

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、原則3か月間、家賃（上限あり）を自治体から家主さんに支給します。

【対象者】

離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



支給額

世帯状況	単身	2人	3人	4人	5人～6人
支給上限額	29,000円	31,000円	33,000円	35,000円	37,000円

主な給付要件

- 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している
- 資産が一定額以内、収入基準額を超える世帯収入を得ていない

※南砺市の場合

世帯状況	単身	2人	3人	4人	5人～6人
収入基準額 (月額)	107,000円	146,000円	173,000円	210,000円	246,000円

住居確保給付金については、南砺市生活相談支援窓口（南砺市福祉課）☎0763-23-2009へご相談ください。